

令和5年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 74

千葉県立成田国際高等学校 全日制の課程 普通科・国際科

1 期待する生徒像

(1) 普通科

本校を志願する動機及び理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意志を有し、次のア又はイのいずれかの要件を有する者

ア 学業成績が特に優秀で、かつ人物においても優れていること。

イ 学業成績が優秀で、かつ中学校生活全般にわたり、スポーツ活動、文化活動等において優れた実績や資質をもち、入学後もその活動を継続する強い意志があること。

(2) 国際科

国際社会に興味・関心を持つとともに、本校を志願する動機及び理由が明確であり、入学後も本校の教育活動に積極的に取り組む意志を有し、次のア又はイのいずれかの要件を有する者

ア 学業成績が特に優秀で、かつ人物においても優れていること。

イ 学業成績が優秀で、かつ中学校生活全般にわたり、スポーツ活動、文化活動等において優れた実績や資質をもち、入学後もその活動を継続する強い意志があること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査 (自己表現)	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア 口頭による自己表現・・・日本語による口頭発表（90秒程度） 普通科は日本語で、国際科は日本語及び英語で質疑応答 実施形態：個人で発表 検査時間：5分 イ 実技による自己表現 実施形態：個人で発表（ただし、団体種目は、複数人数で実施） 次の種目のうち1つを選択 野球（男）・サッカー（男女）・ソフトボール（男女）・ バレーボール（女）・陸上競技（男女）・剣道（男女）・ バスケットボール（男女）・卓球（男女）・テニス（男）・ 書道（男女） 検査時間：60分程度（種目により異なる）

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔普通科500点満点・国際科550点満点〕

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	普通科は5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。 国際科は5教科（国語・社会・数学・理科は100点満点、英語は100点満点の得点を1.5倍して150点満点）の合計550点満点で評価する。

(2) 調査書〔135点満点〕

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1又は未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	各学年で20日以上、又は3か年で40日以上欠席がある場合は、審議の対象とする。
ウ その他の記載事項	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 自己表現〔30点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

aを5点、bを3点、cを1点とし、2名の評価者の評価（各15点満点）を合計し、得点化する。評価cが3つ以上ある場合は、審議の対象とする。

ア 口頭による自己表現（日本語による口頭発表）

評価項目	評価基準
(ア) 発表の内容・構成	与えられたテーマに沿って、整理されたまとまりのある発表である。
(イ) コミュニケーション能力	基本的なスピーチ技能を身に付けているとともに、質問への応答も適切である。
(ウ) 意欲・態度	発表に意欲的に取り組んでいる。身だしなみ及び態度が適切である。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 基本的な体力・運動能力 *書道の場合は基本的技術	当該種目における基本的な体力や運動能力を身に付けている。 *書道の場合は体力や運動能力を技術と読み替える。
(イ) 専門性	当該種目における専門的な技術・能力を身に付けている。
(ウ) 意欲・態度	当該種目に意欲的に取り組んでいる。身だしなみ及び態度が適切である。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

<総得点の満点の内訳：普通科>

学力検査の得点	調査書の得点	学校設定検査の得点	総得点
	評定（K＝1）	自己表現	
500点	135点	30点	665点

<総得点の満点の内訳：国際科>

学力検査の得点	調査書の得点	学校設定検査の得点	総得点
	評定（K＝1）	自己表現	
550点	135点	30点	715点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。